

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年4月9日

FFFホールディングス株式会社

代表取締役CEO 中村 克久

問合せ先： 常務取締役 経営管理本部長 坂本 崇能

092-712-0113

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「誠心誠意」という社是の下、企業の持続性追求と社内のコミュニケーションの家族的な風土を大切にしつつ、人に暮らしに社会に「誠心誠意」の心を持って貢献し続ける企業グループでありたいと考えております。そのためには、コーポレート・ガバナンスによる法令遵守、経営の透明化・効率化が必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの確立は当社グループが取り組むべき最重要課題の一つとして認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村 克久	248,930	27.06%
大阪中小企業投資育成株式会社	171,140	18.60%
中村 勇治	156,540	17.02%
中村 尊政	132,530	14.41%
中村 賀亮	132,530	14.41%
松岡 利奈	38,330	4.17%
高岡 博	20,000	2.17%
土持 仁克	20,000	2.17%

支配株主名	中村 克久、中村 尊政、中村 賀亮
-------	-------------------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時に把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため会計監査人を設置しておりませんが、監査役、監査法人、内部監査室は相互に連携を図っており、それぞれが実施した監査の状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三嶋 良英	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三嶋 良英	-	当社顧問として契約しておりますが、社外監査役の就任に際して顧問契約を終了し、現在は同氏と当社の間取引関係はございません。	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであることから、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため個別報酬の開示はしておらず、取締役報酬の総額および対象となる役員の員数を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、特に重要な案件については、取締役会開催前に個別に事前共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会 当社の取締役会は、7名の取締役で構成されております。 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社及び当社グループ諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催
--

され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名が選任されております。

監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3) 内部監査

当社は、内部監査室長を内部監査責任者として、内部監査を実施しております。但し、内部監査責任者が所属している部門の監査については、当該部門以外から代表取締役社長が別に指名する内部監査担当者が実施いたします。

内部監査は代表取締役社長の承認を経た内部監査計画書を基に行われ、監査終了後遅滞なく内部監査報告書が作成され代表取締役社長に報告されます。内部監査の結果、改善指摘事項がある場合は、代表取締役社長は当該被監査部門に対して改善指示を行うよう内部監査責任者に指示し、内部監査責任者は指示事項及びその他必要と認めた事項について、改善指示書によって改善の指摘を行います。

なお、内部監査責任者は、監査役及び監査法人と密接に連携を保ち、監査の効率の向上を図るよう努めるものとしております。

4) 会計監査

当社は協立監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお25年9月期において監査を執行した監査法人の名称は協立監査法人、公認会計士は朝田 潔氏、田中 伴一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報について掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理本部を担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題としておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を行って行く方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。現状、業務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「反社会的勢力等排除規程」を定め、当社並びに当社の役員及び社員が反社会的勢力等に関与し、又は利益を供与することを防止することとしております。具体的には、出資あるいは取引の開始においては先方が反社会的勢力等と関係がないことを確認するものとし、反社会的勢力等又はその関係者及び反社会的勢力等と思われる相手方との面談については、全国暴力追放運動推進センターの定める「暴力団員等に対する基本的対応要領」等を参考にして、毅然とした態度で組織的に対応いたします。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

出資あるいは取引の開始における調査については「反社会的勢力等の調査実施要領」を定め、体制を構築しております。各種契約書につきましても、商品継続売買契約書、業務委託契約書、工事請負契約書について反社会的勢力等排除の条項を追加し、旧書式で締結済みの取引先には反社排除に関す

る覚書を別途締結しております。また、福岡県暴迫センターの責任者講習を受講しており、今後は社内研修を順次実施していく予定です。

V. その他

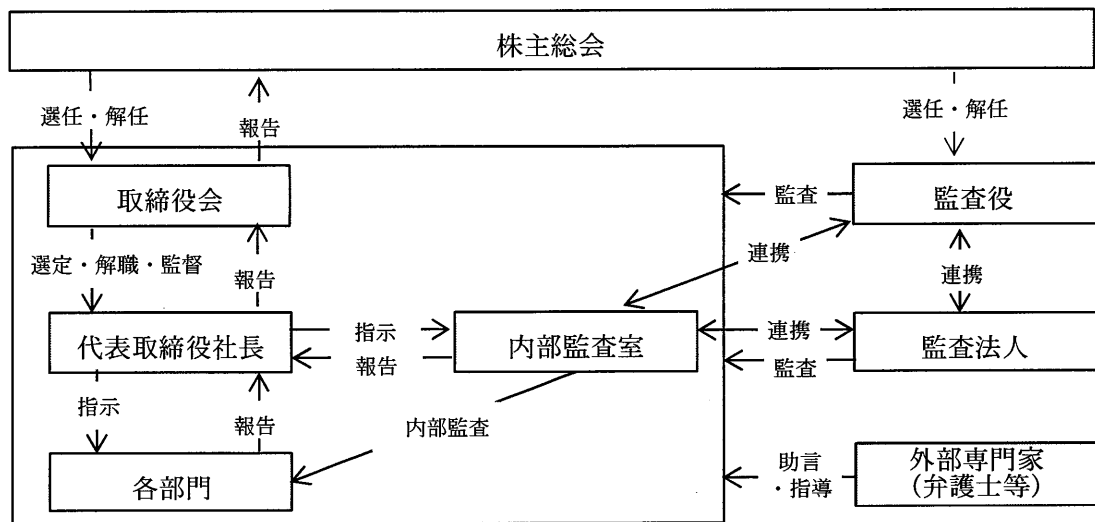
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

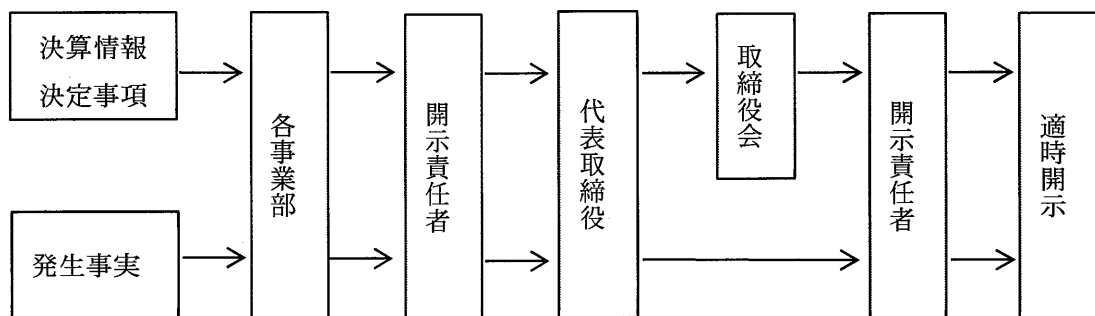
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローは以下の通りです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上